

## ① 町で受付できない申告

町の申告会場では、確定申告も受け付けますが、下記①～⑤の申告は受付できません。**川越税務署で申告**してください。

- |   |  |
|---|--|
| ①令和4年分以前の申告   | ⑧配当所得・利子所得の申告                            |
| ②青色申告   | ⑨相続または贈与税に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金による所得の申告 |
| ③準確定申告（亡くなった人の申告）   | ⑩雑損控除の申告                                 |
| ④初めて受ける住宅借入金等特別控除の申告  | ⑪繰越損失の申告                                 |
| ⑤2年目以降の住宅借入金等特別控除の申告のうち、増改築、特定改修、認定長期優良住宅、連帯債務による住宅借入金、ローンの借り換え | ⑫インセンティブ報酬・仮想通貨等                         |
| ⑥全ての譲渡所得の申告   | ⑬国外扶養 ※国外居住親族が扶養控除（16歳未満含む）の適用を受けるもの     |
| ⑦分離課税の申告（土地・建物・株式等の譲渡・退職所得など）                                   | ⑭外国税額控除の適用を受ける人                          |
|   | ⑮給与所得者の特定支出控除                            |

## 所得税および復興特別所得税の還付・年金受給者申告受付

税務課住民税担当 ☎ 131～134

所得税および復興特別所得税の還付・年金受給者申告受付を藤久保公民館で行います。

### ▼日程表

対象	日程	受付時間	会場
町内全域	2月8日(木)・9日(金)	P8(表1)のとおり	藤久保公民館ホール

## 3 川越税務署から確定申告会場のご案内

問 川越税務署 ☎ 235-9411 ☎ 350-8666 川越市大字並木452-2

### ■ 確定申告会場の開設

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します。入場には整理券が必要です。当日会場では受け取るか、LINEでの事前発行をご利用ください。詳しくは国税庁ホームページへ。



国税庁LINE

- ▶ **日程**：2月16日(金)～3月15日(金)（土・日・祝日は除く）  
※2月25日(日)は開場
- ▶ **時間**：8:30～16:00(9:00相談開始/17:00提出締め切り)
- ▶ **会場**：川越税務署（川越市並木452-2）  
※来場は公共交通機関をご利用ください。

### ■ 自宅で確定申告

確定申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成・提出できます。下記の二次元コードから、国税庁ホームページの閲覧やスマホ申告をご利用ください。



スマホ申告

### ■ 無料還付申告相談会 問 関東信越税理士会川越支部 ☎ 246-6188

- ▶ **日時**：2月3日(土) 10:00～15:30
- ▶ **会場**：川越市南公民館（川越市新宿町1-17-17）
- ▶ **申込み**：下記に電話申し込み（完全予約制）  
※予約は1月2週目以降より開始
- ▶ **対象**：①～③に該当する人。  
①給与所得者・年金受給者で収入600万円以下の人  
②給与所得者で医療費控除を受ける人  
③年の途中で就職・退職し年末調整が済んでいない人

### ① 国税庁相談窓口で疑問を解消

■ 国税庁相談窓口 ☎ 235-9411 自動音声1

■ Q&A・チャットボット 二次元コード▶▶▶

「国税庁 税についての相談窓口」で検索



## 2 町・県民税の申告に係る注意点

問 税務課住民税担当 ☎ 131～134

医療費控除の申告、ふるさと納税（ワンストップ特例制度）の利用に係る注意点、郵送による提出については、下記をご確認ください。

### ■ 医療費控除を申告する人

**医療費控除を受ける場合、「医療費控除の明細書」の添付が必須となります。**

#### ▼ 領収書の内容を記入する場合

住所・氏名・医療費の明細欄・医療費の合計金額などを必ず事前にご記入ください。

#### ▼ 医療費通知を添付する場合

医療費の明細欄の記入は不要ですが、医療費通知に関する事項欄（医療費の合計金額など）を必ず事前にご記入ください。

**記入がない場合、申告を受けられないことがあります。**

※申告会場で「医療費の領収書」の添付・提示は不要。医療費控除の明細書に記入した領収書は自宅で5年間保管してください（税務署から提示・提出を求められる場合があります）。

※医療費通知書は領収書ではありません。

### ■ ふるさと納税（ワンストップ特例制度）を利用の人

この制度は**申告をしないこと**が条件となります。制度を利用した人が申告書を提出した場合、ワンストップ特例制度は受けられません。そのため、申告時に寄附金控除（ふるさと納税）も一緒に申告する必要があります。改めて申告をする際は、収入・控除の記入漏れにご注意ください。

### ■ 町・県民税の申告をしなくてよい人

- 勤務先から町に給与支払報告書が提出されている人
  - 確定申告をする人
  - 納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族になっている人  
※国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の被保険者は保険料(料)算定のため申告が必要な場合があります。詳細は各保険料(料)担当にお問い合わせください。
- ※収入が公的年金等のみで、その収入金額が101万5千円以下（65歳以上の人は151万5千円以下）のときは、町・県民税が非課税となり、申告は不要です。ただし、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除を追加する場合は申告が必要です。

### ■ 申告に必要なもの

- マイナンバーカードまたは顔写真付きの身分証明書
- 税務署からの「お知らせハガキ」（届いた人のみ）
- 収入がわかるもの（源泉徴収票、支払調書、収支内訳書など）  
※**収入内訳書は事前にご記入ください。**
- 控除を受けるための書類（国民健康保険税等の支払証明書、生命保険料・地震保険料控除証明書、障がい者手帳など）  
※国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の控除参考資料は住民課から1月末に発送予定
- 申告者名義の口座がわかるもの
- ボールペン・電卓

## ① よくある質問

**Q. 支払った医療費が10万円を超えないと、医療費控除は受けられませんか？**

**A.** 上記の場合でも医療費控除が受けられることがあります。医療費控除額は、実際に負担した医療費から「10万円または年間所得金額の5%のうち、いずれか少ない額」を引いた金額です。



**Q. ワンストップ特例制度（以下特例）が適用されるとどうなりますか？**

**A.** 特例の申請条件を満たしていれば、所得税の確定申告や町・県民税申告（以下申告）をしなくても町・県民税から寄附金税額控除（減税）が受けられます。ただし、特例申請後、医療費控除等で申告が必要な人は、特例が受けられませんが、申告の際に寄附金控除も併せて申告することで、所得税と町・県民税（減税）から寄附金控除などが適用されます。



## ① 郵送による提出も可能

町・県民税申告書は、郵送での提出が可能です。

▶ **利用方法**：氏名や日中連絡の取れる電話番号等を記入し、収入・控除等の添付書類（写し）を全て送付。  
※配偶者控除・扶養控除・障害者控除・ひとり親控除・寡婦控除等の記入漏れにご注意ください。

### ● 町民税・県民税申告書作成および税額試算システム（1月中旬 HP 公開予定）

源泉徴収票をもとに、収入や控除内容を入力することで、町・県民税申告書の作成や税額を試算することができます。詳細は町 HP をご覧ください。

▶ **利用方法**：作成した申告書を印刷し、必要書類を添付して税務課住民税担当へ提出（FAX・メール不可）。

### ■ 申告に関するお願い

- ・確定申告書が税務署から直接届く人は、川越税務署に申告してください。
- ・申告期間中の税務課窓口は、提出のみの受付となります。